

平成30年度

教育行政執行方針

厚岸町教育委員会

平成30年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、高度情報化の進展や人工知能の普及など、社会情勢が大きく変化する中で、町民一人一人が主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められております。

こうした中、郷土の歴史や文化を誇りに思い、他者と協働しながら本町の将来を築き上げていく主体的・創造的な人材の育成が重要となっております。

このような状況に対応するため、教育委員会といたしましては、急速に進展・変化する社会情勢を見極めながら、厚岸町教育大綱に示された3つの基本方針である「自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実」「安心・安全で質の高い教育環境の充実」「生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興」に向け、具体的な取組を展開してまいります。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、第5期厚岸町総合計画及び厚岸町教育大綱の他、関係する法令の趣旨及び平成29年度の教育行政執行方針の検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、学校教育の充実についてであります。

学校教育におきましては、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安心・安全な教育環

境の下、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する力を育む学校教育の推進を基本方針として、次の8つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、確かな学力の育成についてであります。

「確かな学力」の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を通じて、思考力、判断力、表現力等を伸ばしていくことが重要であります。児童生徒の学力や学習状況を的確に把握し、授業改善を要として「確かな学力」の育成に努めてまいります。そのための施策について申し上げます。

1点目は、学力向上に向けた授業改善と個に応じた指導の充実であります。

学習指導要領に示された内容が、子供一人一人の主体的な学びを通じて「わかった」「できた」と実感できるよう、各学校において組織的な授業改善を継続してまいります。各教科の指導にあたっては、習熟度別少人数指導や複数の教員が役割を分担しながら授業を行うチームティーチングなど、個に応じた効果的な指導の充実に取り組んでまいります。

また、放課後や長期休業中の時間を利用した補充学習の充実を図り、一人一人が意欲を持って学習に取り組めるよう支援してまいります。さらに、各種学力調査結果の分析から、課題となる観点や領域を明らかにし、授業改善や学習習慣の確立を通して、基礎学力の定着と活用力の育成を図ってまいります。

2点目は、新学習指導要領の移行措置に係る施行及び管理であります。

平成29年3月に公示された新学習指導要領は、小学校において2020年度、中学校においては2021年度から全面実施となります。現行指導要領からの円滑な移行を目的に、平成30年度から準備期間が開始されることから、文部科学省から示された移行スケジュールを基に、各学校に対する適切な指導・助言に努めてまいります。

3点目は、外国語教育の充実であります。

新学習指導要領の改訂により、2020年度から小学校3・4年生で外国語活動を年間35時間、5・6年生では、教科として外国語を年間70時間学習することになります。平成30年度はその準備期間となることから、外国語を学ぶ意欲・態度の育成と学習内容の定着を図ってまいります。

小中学校とともに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方の育成が更に重視されることから、町内の教員に対し外国語教育研修会への参加を促すとともに、本年度も2名のALTを小中学校に派遣し、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養ってまいります。

重点の2は、豊かな心の育成についてであります。

児童生徒に、自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心、規範意識や公徳心、自然を愛する心など、豊かな心を育むための施策について申し上げます。

1点目は、道徳の時間を要とした道徳教育の充実であります。

道徳教育は、教育活動全体で行われておりますが、小学校においては、平成30年度から「特別の教科 道徳」を開始いたします。また、中学校においては、2019年度からの開始に向けて準備を進めてお

り、各学校の道徳教育推進教師を中心に体制を確立し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる教育課程を編成いたします。また、道徳の授業について一層の充実に努めるとともに、保護者や地域に学習の様子や学校の取組を積極的に公開してまいります。

2点目は、子供のコミュニケーション能力を育む生徒指導の充実であります。

子供同士の人間関係は、安心して学ぶことのできる環境に大きな影響を与えております。いじめ等の深刻な問題への対処や未然防止の取組、喫煙防止や薬物乱用防止等の指導を積極的に行ってまいります。各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、全ての子供たちが安心して生活できる環境を整備してまいります。

また、スクールカウンセラーの配置を継続し、児童生徒へのカウンセリング、教員への助言等を行い、いじめ不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図ってまいります。

3点目は、郷土の歴史・文化・産業・施設を生かしたふるさと教育の推進であります。

「厚岸音頭」は、市中パレードへの参加から児童生徒へ一定の普及が図られておりますが、その他の郷土の伝統文化を継承するとともに、厚岸町が有する豊かな自然、多様な産業、特色ある教育・文化施設を積極的に活用し、地域の教育力を最大限に生かした教育活動を通して、ふるさと厚岸を大切に思う心を育んでまいります。

重点の3は、健康な体の育成についてであります。

1点目は、全国体力・運動能力等調査結果の分析を生かした体力向

上の推進であります。

本町児童生徒の体力・運動能力については、全国調査や町内調査によると、多くの種目において全国平均を上回っておりますが、走力及び持久力が、わずかに低い状況となっています。各学校においては、これらの調査結果に基づいて体力向上に取り組んでいるところですが、今後も引き続き各学校の「体力向上計画」に基づき年間を通した健康・体力づくりを推進していくとともに、家庭と連携を図り、日常生活の中で体力向上が図られるよう支援してまいります。

2点目は、家庭と連携した児童生徒の生活習慣の改善及び情報端末機器等の適切な利用についての啓発であります。

「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力等調査」の他、町独自のアンケート調査の結果・分析をもとに、望ましい生活習慣の確立を図るため、積極的に情報提供に努めてまいります。

児童生徒の健やかな成長を願い、歯の健康や喫煙・薬物乱用防止、食に関する指導、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を継続していくとともに、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」と連携した中で取組を進めてまいります。

また、「ゲーム機や携帯電話・スマートフォンなどの情報端末機器の使い方・与え方」について、平成27年度から家庭でのルールづくりを進めてまいりました。これらの携帯端末機器の所有数は、小学生児童においても増加している状況にあります。安全に正しく利用するための知識を児童生徒に身につけさせていくとともに、保護者の意識の啓発を図っていくためPTAと連携した取組を進めてまいります。

3点目は、学校・家庭における食育の推進であります。

学校においては、担任と栄養教諭が連携し、子供たちに食事の重要

性と楽しさ、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、食物に対する正しい知識や理解の充実を図るとともに、豊かな自然に恵まれた本町の地場産品を活用しながら、食物を大切にし、食物の生産などに関わる人々への感謝の心を育み、郷土に対する意識の高揚と、地域産業や食文化への学びに向けた食育に取り組んでまいります。

さらに、給食だよりによる継続的な情報発信や、学校行事を活用した親子給食などの実施により、保護者に対して、食の大切さに関する啓発を進めてまいります。

4点目は、学校給食の充実であります。

学校給食をより一層楽しんでもらうため地元の伝統的な料理や全国各地の郷土料理、食育の授業で児童生徒が考案した料理など工夫を凝らした給食の提供や、選べる給食「セレクト給食」を実施し、食への興味関心を深めるよう努めてまいります。

本町の地場産品の積極的な活用や道内産・国内産を主とした食材を使用し、アレルギー疾患の児童生徒には、アレルゲン除去食や代替食の提供を学校及び保護者と連携を図りながら適切に行い、安全で安心な学校給食の実施に努めてまいります。

さらに、多機能加熱機器のスチームコンベクションオーブンを更新し、幅広い献立対応と迅速で正確な調理により、学校給食の更なる充実を図ってまいります。

重点の4は、信頼される学校づくりについてであります。

1点目は、開かれた学校づくりの推進であります。

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するに

は、学校、家庭、地域、関係機関等のつながりを大切にした学校づくりが重要であります。学校では、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だより等を通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。

2点目は、コミュニティ・スクール事業の推進であります。これまでのPTAや学校評議員の機能に、地域や関係団体などの協力を得て「学校運営協議会」を組織してまいります。児童生徒の健やかな学校生活を保障していくために保護者・教職員・地域関係者・教育委員会が連携して、学校や地域の実態に応じた活動を計画・推進してまいります。

3点目は、教職員の資質及び専門職としての意識の向上であります。学習指導に関する研修や生徒指導、特別支援教育に関する研修など、学校が実施する様々な研修の機会に指導室長や教育局指導主事を派遣し、各学校の実態や課題に応じた指導・助言に引き続き努めてまいります。

また、町立教育研究所による研究活動や授業力向上研修会を実施し、教育の動向や教職員のニーズに応じた実践交流を進めてまいります。

さらに、校外・町外で実施される研修会や研究会への参加も促進してまいります。

加えて、教職員としての意識を高め児童生徒及び保護者の信頼に応えるために、法令遵守に関する情報提供を各学校に行い、教職員の意識向上と持続的取組を図ってまいります。

重点の5は、安全教育の推進についてであります。

1点目は、防災及び安全に関する教育の充実であります。

子供たちの命を守ること、そして、子供たちに「生きぬく力」を育むことは学校教育における最大の責務であります。「厚岸町版津波防災教育のための手引き」を活用した小中9年間の防災教育を通して、状況に応じて自ら判断し行動する危機回避能力を身に付けさせるとともに、高い防災意識を持たせるよう努めてまいります。また、消防署や町長部局などの関係機関と連携して、火災や地震を想定した避難訓練、普通救命講習等を実施し、学校教育全体を通して防災・安全の体制整備に努めてまいります。

2点目は、児童生徒の安全確保に向けた取組の継続であります。

学校の危機管理マニュアルの充実に努めるとともに、交通安全教室の開催、自転車乗降マナーの指導や防犯訓練を関係機関と連携の上計画的に実施し、予防指導に努めるとともに、教職員・保護者・地域関係者による街頭指導や通学路の安全点検などを継続してまいります。

不審者から身を守るための指導と対策については、子供たちが適切に退避行動をとることができるよう指導を徹底してまいります。

また、ネット犯罪による被害防止や情報モラルの育成を図るため、警察や携帯電話会社から外部指導者を招聘し、防犯教室や講習会を実施いたします。

3点目は、関係機関との連携の強化と相談機能の充実であります。

児童生徒の安全については、登校時から下校時までの学校教育活動時に加えて、帰宅後や休日中の行動においても総合的に確保する必要があります。児童生徒に対しましては、各学校において安全指導を繰り返し行ってまいります。

あわせて、警察・消防などの関係機関と情報を共有し連携を図りながら、児童生徒が安心・安全に過ごせる環境を維持してまいります。

重点の6は、特別支援教育の充実についてであります。

1点目は、個のニーズに対応する教育支援体制の充実であります。

教育相談体制の充実に伴い、各学校における特別支援学級の在籍児童生徒数は増加傾向にあり、また、通常学級に在籍する個別の支援を要する児童生徒数も増えております。適切な指導・支援を進めていくために学級支援員の配置を行い、担任と連携して一人一人の実態に応じた教育支援を継続してまいります。

2点目は、関係機関との連携強化と活用であります。

教育委員会、学校並びに関係機関が一丸となり子供の状況把握に努めるとともに、厚岸町教育支援委員会の機能を生かし、就学に関する情報提供や相談の他、個別の教育支援計画作成にあたっての助言など、就学後も一貫した支援を行ってまいります。

また、特別支援学校のパートナーチャー事業や北海道教育委員会が実施している巡回教育相談及び学校訪問事業を活用しながら、関係する福祉・医療機関との連携を深め、継続した特別支援教育の充実に努めてまいります。

3点目は、必要な支援に対応する環境の充実であります。

特別支援学級については、必要となる施設整備について児童生徒の状況に応じ、きめ細やかな対応を心がけ、学習環境を整備してまいります。

4点目は、専門性を高めるとともに共通理解を進める研修の充実であります。

校内全ての教員が情報を共有し、共通の対応ができるよう校内支援体制の更なる充実を図り、各学校の特別支援教育コーディネーターが

中心となって進める情報提供や研修により教員の専門性を高めてまいります。

重点の 7 は、今日的教育課題への対応についてであります。

1 点目は、環境教育の推進・充実であります。

学校における環境教育を充実させるため、「豊かな環境を守り育てる基本計画」と連携し取組を進めてまいります。学校版マネジメントシステムの認定を受け、学校での実践を家庭・地域へ広げていく実践的持続型の環境教育を推進してまいります。また、厚岸の自然環境や施設を活用した教育活動を積極的に推進するとともに、厚岸町環境教育推進委員会との連携の下、小・中・高校にわたる環境教育の充実に努めてまいります。

2 点目は、ＩＣＴ（情報通信技術）教育の推進であります。

各学校では、実物投影機やプロジェクターなどのＩＣＴを活用した効果的な教育活動が展開されております。平成 28 年度に太田小学校・太田中学校に導入した教育用携帯型情報端末（タブレット）の授業活用における教育効果の検証を継続するとともに、その成果と有効性について町内の学校に広く周知してまいります。また、情報技術の進歩に対応した学校教育の充実に向け、教員のＩＣＴに関する研修の推進と環境整備に努めてまいります。

3 点目は、キャリア教育の充実であります。

子供たちが将来自立した社会人となるためには、学校と家庭・地域が連携して協力体制を築くことが不可欠であります。地域の人材や町内企業の協力を得ながら、小学校においては従来の施設や職場見学に加えて、町内企業から講師としてゲストティーチャーを招き、就業に

至るまでの目標設定や努力についての講話を依頼してまいります。

また、中学校においては企業説明会や職場体験学習などを継続し、望ましい勤労観や職業観の育成を図ってまいります。

4点目は、学校における読書活動の充実であります。

読書活動は、言語能力を養い、想像力を高め、豊かな情操を育む重要な教育活動です。子供たちが日ごろから読書に親しむことができるよう情報館と密接に連携を図ってまいります。

各学校では、朝読書の時間が設定され読書をする時間を確保しております。子供たちには、授業での読書活動の他、読み聞かせやブックトーク等の活動を通して読書に親しみを持たせ、読書の習慣化を図つてまいります。

本年度は、真龍小学校に非常勤の学校司書を配置し学校図書館の効果的な活用とその役割について検証を進めてまいります。

5点目は、幼保・小・中・高の連携事業の充実であります。

新就学児童が円滑に小学校生活に適応できるよう保育所や幼稚園と小学校の間で児童情報の引き継ぎを行い、「小1ギャップ」への対応を図ってまいります。また、小学校の生活科や総合的な学習及び中学校の家庭科における保育実習等の学習において、保育所や幼稚園と連携した取組を進めてまいります。

小中学校では、標準学力調査等の分析結果から同一集団の経年変化を明らかにし、義務教育9年間の学習指導情報を共有してまいります。また、生徒指導に関する情報も小中学校間で共有し、発達段階を考慮しながら共通の指導を進めてまいります。

中学校と厚岸翔洋高等学校との連携においては、学校説明会への参加や英語暗唱発表会の審査員要請、生徒の研究内容を出前授業として

実施する等の取組を推進してまいります。

重点の8は、教育環境の充実及び支援についてであります。

1点目は、適切な教育環境を提供するための施設等の維持管理と整備であります。

児童生徒にとって学校は、一日の大半を過ごす学習や生活の場所であることから、快適に学校生活を送ることができるよう各学校の点検を適切に行い良好な施設の維持管理に努めてまいります。

また、本年度は、老朽化したスクールバス1台を更新し通学環境の整備に努めてまいります。

2点目は、教材購入の保護者負担の軽減であります。

学校で教材購入をする場合に保護者の負担を軽減するため、毎年度、保護者負担軽減費の予算措置を行うとともに、小学校及び中学校入学の児童生徒に音楽教材を給付しております。平成30年度においては、昨年まで学校が保護者から徴収していた教材購入費を公費負担とするため、児童生徒一人あたりの保護者負担軽減費を増額し、一層の保護者負担軽減を図ってまいります。

3点目は、児童生徒への就学支援であります。

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助である、要・準要保護児童生徒就学援助費については、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費を新たに支給対象費目とし、支援の充実に努めてまいります。

また、小学校及び中学校とも修学旅行対象経費の半額を助成する支援を行ってまいります。

4点目は、高等学校教育への支援であります。

少子化等の影響により「厚岸翔洋高等学校」への入学者確保が厳しい状況にありますが、本年度も「高校通学バス定期券購入費助成」を実施し、保護者負担の軽減と入学者確保のための支援を行ってまいります。

また、厚岸翔洋高等学校の特色ある教育活動を小中学校の教育に生かすとともに、引き続き小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を深め、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

5点目は、厚岸町立学校適正配置計画であります。

町立学校の配置につきましては、子どもたちへの学力保証はもとより、豊かな人間性や社会性を育む観点から、「厚岸町立学校適正配置計画」に基づいて適正配置に努めているところですが、学校は、歴史とともに地域社会との深い結びつきを持っていることから、今後も保護者や地域の方々と十分協議しながら進めてまいります。

6点目は、教職員住宅の適正管理であります。

教職員の住宅に対する要望を把握し、保有している教職員住宅を計画的に整備してまいります。

本年度は、湾月地区の住宅1戸の改修を行い、他の教職員住宅についても効果的な維持補修を実施し、快適な住環境を提供してまいります。また、老朽化により入居困難な住宅については、計画的に解体を行い適正な管理に努めてまいります。

第二は、社会教育の推進についてであります。

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るために、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

社会教育は、人々が暮らしの中で学習活動などを通じ地域の絆を強め、活力あるコミュニティを形成していくことにもつながることから、本年度も社会的・地域的課題に対応した施策を通じ、学習しやすい環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を図るために、厚岸町総合計画を基本とした第8次厚岸町社会教育中期計画に基づき、次の6つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、家庭教育への支援及び青少年の健全育成の充実についてであります。

子供の健やかな成長には家庭の教育力向上が不可欠です。深刻な社会的问题となっている情報端末機器に対する接し方や、子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解を図るため、各学校や関係部署との連携により、多くの親が集まる機会に家庭教育学習を実施するほか、本年度より実施されるコミュニティスクールにおいて、学校と地域社会の円滑な結びつきを図るべく、学校運営協議会へのサポートを行ってまいります。

また、子供が正しい生活習慣を身につけるために最も基本的なことである「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発と社会性や人間性を育むために、通学合宿などの様々な体験活動を関係機関と連携を図りながら継続実施してまいります。

友好都市である村山市との「友好都市子ども交流事業」については、本年度は当町において体験活動などを通した児童の交流事業を実施してまいります。

重点の2は、多様な学習機会の充実と情報提供についてであります。

個人の価値観が多様化している現在、生涯の趣味や学習方法も多様になり、数多くのサークルや団体による活動が行われていますが、学びは個人の生きがいづくり、仲間づくり、地域づくりにつながることから、新たな人材の発掘・育成に努め、町民に学びの機会を提供するための講座や講演会を実施するとともに、生涯学習カレンダーやホームページ、IP告知端末などを活用した学習情報の提供に努めてまいります。

また、生涯学習の拠点施設としての機能をあわせ持った真龍小学校においては、通年で開設する講座の「まなviva厚岸」の拡充に努めるほか、町内で活動する様々なサークルなどの活動場所を提供するとともに、ネイパル厚岸などの各種教育施設を有効活用し、学びの機会の拡充を図ってまいります。

重点の3は、芸術・文化の充実についてであります。

芸術・文化は人々の創造性を広げ、生活に潤いを与えるとともに心の豊かさを育みます。本年度も全ての小中学生及び保育所・幼稚園児を対象とした芸術鑑賞のほか、一般町民を対象に舞台芸術鑑賞の機会を設けてまいります。

また、日頃から文化活動をされている人々の発表の場として町民文化祭を厚岸町文化協会と連携して開催するほか、芸術文化関係団体などへの活動の支援を図ってまいります。

重点の4は、文化財の保護についてであります。

町内に多数存在する指定文化財を適切に保護し未来に引き継ぐため、文化財パトロールを実施し、文化財の維持管理や新たな情報収集と調

査を行うとともに、寄贈された郷土資料につきましては、その活用と情報発信を念頭におき、整理・保管・展示に努めてまいります。

また、本年は、北海道と命名されてから 150 年目を迎えます。これを機会に厚岸の文化財とその保護への意識高揚を図るため、企画展や講演会、古文書教室などを開催し、文化財の普及・啓発活動に努めてまいります。

国指定史跡国泰寺跡の整備事業については、史跡の整備を推進するため、その保存と教育的・学術的活用に努めてまいります。

北海道指定天然記念物の「床潭沼の緋鮒生息地」については、昨年の調査で 17 年ぶりとなるヒブナの生息を確認しましたが、本年も引き続き、その生息の確認調査を実施するとともに、床潭沼の自然環境の大切さを広く町民に周知し、その保全に努めてまいります。

町指定無形文化財の「厚岸かぐら」については、その継承活動への支援とともに、町民文化祭の芸能発表などに積極的に参加し、歴史・民俗芸能に触れる機会を与えられよう努めるとともに、伝承校である真龍小学校と連携を図りながら、子供たちの地域の伝統文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

厚岸の名前のついた植物である「アッケシソウ」については、厚岸湖岸の生育分布調査を行い、その生育を確認するとともに、試験栽培を海事記念館や郷土館において引き続き実施するほか、味覚ターミナルコンキリエにプランターを設置し、「アッケシソウ」を多くの観光客に親しんでもらえるよう、情報の発信に努めてまいります。

重点の 5 は、海事記念館事業の充実についてであります。

プラネタリウムの活用については、季節毎の番組を自主制作し、プ

ラネタリウムの内容充実を図るほか、小中学校の学習指導要領の内容に沿った投映や天文観察会を実施するなど、小中学校との連携を通じて天文知識の普及に努めてまいります。

また、海事記念館の利用を促進するため、釧路・根室管内の各小中学校へ利用案内の送付や、ホームページなどによる情報発信に努めるとともに、町内の中学生などに漁業や酪農によって発展した町の歴史の学習機会を提供することや、情報館などと連携を図り「ほしざら朗読会」などの各種事業を実施し、海事思想の普及に努めてまいります。

重点の6は、情報館事業の充実についてであります。

子供の読書活動の更なる推進のため、町内の読み聞かせボランティア団体や学校との連携を図りながら、学校での読み聞かせやブックトークなどの読書案内を継続実施し、子供の読解力や言語能力を養い、豊かな心を育む様々な事業を開催するとともに、乳幼児から高齢者までを対象とした幅広い図書館サービスとして、保健福祉課や社会福祉協議会、介護老人保健施設との連携を図り「ブックスタート」、「絵本のひろば読み聞かせ」、保育所での読み聞かせ、お年寄りのための読み聞かせなどの読書案内を引き続き開催し、町民の生涯にわたる読書環境の整備に努めるほか、学校図書館活性化会議などの機会を通して学校図書館の整備充実を支援してまいります。

また、パソコン講座につきましては、町民ニーズの把握に努め、ＩＴ技術の習得を支援するため、引き続き開催してまいります。

なお、本年度は、厚岸翔洋高校と連携を図り、就職を希望する生徒を対象にパソコン講座を開催し、ＩＴスキルの獲得と向上を支援して

まいります。

さらに、情報館分館につきましては、昨年に引き続きゴールデンウィークと文化の日の祝日開館を実施し、分館の更なる利用促進を図るほか、図書館バスにつきましては、学校や保育所、集会所などの施設をはじめ遠隔地を巡回し、地域の学びの拠点として情報館の各種サービスを提供してまいります。

第三は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、心身の健全な発達を促すなど、人、情報、地域交流による地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。スポーツに親しむことにより、体を動かすという人間の本源的な欲求の充足を図るとともに、体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果をもたらします。

そのため、町民だれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じ、気軽にスポーツができるよう、各種スポーツ大会の開催や新たなスポーツ事業の展開により、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

重点の1は、スポーツに親しむ機会の拡充についてであります。

子供から高齢者まで、また、健常者も障がい者もスポーツに親しむことにより、心身ともにリフレッシュすることができ、生活に潤いを与えることから、町民誰もが年間を通じて何らかのスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の普及を目指してまいります。特に、本年度の新たな取り組みとして、パラリンピック種目にも採用されているボッチャについて、用具一式を購入し、競技ルールの講習会を開催す

るとともに幅広く町民への普及を図ってまいります。

また、各種スポーツ大会の情報や施設利用及び事業参加のPRに努め、町民のスポーツに親しむ機会の拡充に努めてまいります。

重点の2は、研修機会の充実についてであります。

日頃からスポーツに親しんでいる人であっても、準備運動不足や練習のやり過ぎにより健康を阻害することもあります。スポーツ指導者においてその認識は広まってきており、町内のスポーツ障害件数も減少傾向にあることから、引き続き各種団体並びにスポーツ指導者に対する研修機会を充実し、スポーツ障害への対応を継続してまいります。

重点の3は、学校教育との連携についてであります。

水に関連した活動を行い、体験学習により環境保全について学ぶ「水に賢い子どもを育む年間型活動プログラム」を本年度も厚岸小学校で継続実施するにあたり、事業実施への側面的な支援を行ってまいります。

また、小学校が防災教育の一環として取り組んでいる着衣泳授業の実施にあたっては、温水プール指導員による指導助言を行い、津波などを想定した防災に対する知識の定着を支援してまいります。

重点の4は、各種スポーツ団体との連携についてであります。

厚岸町体育協会や厚岸町スポーツ少年団といった町の競技スポーツ活動の基盤を支えるスポーツ団体との更なる連携の強化を図るとともに、スポーツ団体が実施する各種大会に対する協力と組織運営の支援を継続してまいります。

重点の 5 は、海洋スポーツの推進についてであります。

海洋センター艇庫周辺の厚岸湖における児童生徒を対象としたカヌー体験事業を継続実施するとともに、一般を対象とした初心者カヌー教室を開催し、利用者の底辺拡大を図りながら、海洋スポーツの楽しさ、自然の素晴らしさを感じていただけるよう、海の町ならではの体験型スポーツの振興を図ってまいります。

また、本年度は B & G スポーツ大会北海道大会「水上の部」が 7 年ぶりに本町で開催されることから、地元選手が上位入賞を果たせるよう適切な指導を積み重ねていくとともに、全道からの参加者に対して厚岸町の海と自然の素晴らしさを P R することができるよう、万全の対応を図ってまいります。

重点の 6 は、温水プールの利用促進についてであります。

近年、利用者は漸減傾向にありますが、町民の健康維持増進と体力向上には欠かせない施設であることから、幼児から成人までの各年代を対象とした泳法別の水泳教室や、水中ウォーキング教室を継続実施し、広報誌等を活用し広く周知を行いながら、利用者の増と施設の有効活用を図ってまいります。

重点の 7 は、社会体育施設の充実についてであります。

本町のスポーツの拠点となっております宮園公園体育施設については、パークゴルフ場休憩舎並びに管理棟の外壁改修と屋根の塗装を行うほか、経年劣化が進んだ温水プールの外壁と屋根の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、その他の施設においてもその都度適切な補修を行い、維持管理に努め、多くの町民に利用していただけるよう努めてまいります。

なお、近年、社会生活の多様化やグローバル社会の進展などから「体育」という言葉よりも、より身近で親しみやすい「スポーツ」という言葉が広く町民に浸透してきていることに鑑み、「体育振興課」の名称を4月から「スポーツ課」に改め、より多くの町民の心身両面にわたる健康増進を目指してまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。教育委員会といたしましては、厚岸町の未来を支える子供たちを地域全体で育む学校教育の充実と、町民一人一人が生き生きと学び続けることができる生涯学習を推進してまいります。

そのために、総合教育会議等で町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆さん並びに町議会議員の皆さん、なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。